

Title	大江匡房の漢文作品における表現世界
Author(s)	李, 育娟
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/44774
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏名	李育娟
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第18305号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化表現論専攻
学位論文名	大江匡房の漢文作品における表現世界
論文審査委員	(主査) 助教授 荒木 浩 (副査) 教授 後藤 昭雄 教授 湯浅 邦弘

論文内容の要旨

本論文は院政期の大儒大江匡房の『江都督納言願文集』、『本朝神仙伝』、『続本朝往生伝』などの漢文作品を主な対象として、その作品の表現を中心に論じる第一編と、匡房の思想面を中心に論じる第二編とからなる、400字詰め原稿用紙およそ450枚の論文である。

第一編第一章「藐姑射に住む上皇像の形成」は、中国では主に帝王の表現とされる「藐姑射」という語が日本では専ら退位した上皇に用いられる現象について、先行研究ではそうした様相が日本的なものであるとされてきた点を中国資料の博搜と分析で修正し、実は唐文に見られることを指摘する。第二章「『江都督納言願文集』と『莊子』逍遙遊」はその分析を大江匡房の願文作品に応用し、匡房はそうした日本での藐姑射他の上皇形象語彙の使用を引き継ぎながらも、それまで以前とは異なった語彙・用法を多用することに着目、それは藐姑射表現の原典である『莊子』逍遙遊に原典回帰し、独自の解釈により漢文表現の内実を拡大した故であることを指摘し、平安時代以降の『莊子』享受に一視点を提起すると共に、匡房の漢文創作の秘訣をも示す。第三章「大江匡房と唐文の受容」では匡房が頻用する「楚越(南山、荆越)の竹」という表現について分析する。この譬喩表現は、『後漢書』などに由来し、悪業の多さを数えることに用いられるのが通例であり、匡房も『続本朝往生伝』ではその通例に従って使用している。ところが、匡房は一方『江都督納言願文集』所収の願文に於いて、善業の多さを数え上げるのに頻用する、という特徴を発見する。そしてそのような用例が実は唐文に拠るとみられること、またその使用が、則天武後の文章と関係することに着目する。

第二編第一章「院政期の北斗信仰と大江匡房」は、大江匡房が記した「北斗曼陀羅堂願文」について、従来の考証説の誤りを詳細な文献調査により批正し、密教、道教と陰陽道の関連の問題に触れつつ、願文で用いられる生籍・死籍他の語の用例が、密教儀軌、また道蔵などに見られることを博搜し、匡房の密教や宿曜道に通暁する教養と、またそうした世界の知識を披瀝する彼の性向、またその願文世界の拡がりにもまで指摘を及ぼす。第二章「僧侶の神仙術としての遊戯」は、匡房の『本朝神仙伝』を分析、日本史上初の『神仙伝』となった同書の測定に中国の『神仙伝』『列仙伝』などとの比較を通じ、神仙の記述としてはいちじるしく「断(避)穀」の形象が多いとされることを再検証し、そこに中国の高僧伝との類似があること、匡房がその要素を仏教者の神仙術として認識していたことを指摘する。そしてそこから、匡房は、仙道を学ぶ僧侶という着想を軸に、〈高僧伝〉を越境して、『神仙伝』というジャンルに飛翔する契機とし、新しいジャンルの文学の創造を行ったと考察する。第三章「金峯山伝承と大江匡房」は匡房が願文

で述べる金峯山が外国から飛来した、という説に着目し、その飛来元について、漢土金峯山、五台山、仏生国（靈鷲山とも）の三説のうち、醍醐帝護持僧貞崇の言述に最も古い形が認められ、それが醍醐皇子重明の『吏部王記』を通じて伝流した漢土金峯山説にあることを確定、また匡房に於ける金峯山のイメージが神仙境として継承されることの意味をも考察する。

論文審査の結果の要旨

大江匡房の教養・業績は、その専門の紀伝道にとどまらず、明経他の諸道に及び、また神道、仏教、有職故実などの碩学でもあり、文事として漢詩文・和歌をものし、また管絃などにもその学問は及んでいる。

このように匡房は、院政期の諸相を探るために欠かすことの出来ない重要な大儒であるが、その著作の大部分を占める漢文作品については、その総合的分析の必要が早くから主張されながらも、その読解には、匡房の背後にある広範で深い教養世界の理解と、正確な漢文読解の学力が要求されるため、これまで十全には理解されてこなかった憾みがある。

申請者はその現状に鑑み、最も難解な作品群である願文を中心に、その精密な注釈的読解を軸とした分析を試み、密教や道教を初めとする文献を渉猟し、多くの新見を提示している。また第一編を中心とする表現の研究の到達点として、匡房のみならず平安・院政期文人達の表現の理解に唐文の理解が必要であることを、正確な分析の実例をもって主張する点も学界を領導する提言であろう。また申請者はその唐文の分析の中で則天武後の著述に言及、これまでの研究を継承・展開して、則天武後の文章の日本での受容、また『唐大詔令集』所収「高宗天皇大帝諡議」の作者である可能性をも詳細に検証する。

申請者が中心的に論じる『江都督納言願文集』をはじめとする匡房の作品群は、その全貌の集成と、本文批判、そして綿密な読解作業を必要とするものが大変多い。申請者の研究はその根幹への重要な一矢となっているが、逆に、まだ今後に残された分析すべきテキスト群は膨大であり、申請者のたくまぬ精進が期待される場所である。

安易な表面的研究もまま見られる院政期文学研究において、申請者の精緻な文献学的研究は学界に於いてすでに評価があり、また諸学の最新の研究成果を十全に取り入れ、絶えず研究を修正・進化させる研究姿勢も評価できる。また唐文や道蔵など、中国文献読解についての学力も、今後の研究動向に刺激を与え、学界に裨益するところ大であると考えられる。

これらにより、本論文は博士（文学）の学位にふさわしいものであると認定する。